

議案第36号

嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月9日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

特別職の報酬を改定する必要性が生じたことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

嘉島町報酬及び費用弁償条例(平成3年嘉島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

いじめ問題調査委員会	会長	日額	10,500
	委員		10,000
いじめ問題再調査委員会	会長	日額	10,500
	委員		10,000

」を「

いじめ問題調査委員会	会長	日額	予算の範囲内で町長が定める額
	委員		予算の範囲内で町長が定める額
いじめ問題再調査委員会	会長	日額	予算の範囲内で町長が定める額
	委員		予算の範囲内で町長が定める額

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉島町報酬及び費用弁償条例(平成3年嘉島町条例第2号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分			報酬額(円)	区分			報酬額(円)
略				略			
いじめ問題調査委員会	会長	日額	10,500	いじめ問題調査委員会	会長	日額	予算の範囲内で町長が定める額
	委員		10,000		委員		予算の範囲内で町長が定める額
いじめ問題再調査委員会	会長	日額	10,500	いじめ問題再調査委員会	会長	日額	予算の範囲内で町長が定める額
	委員		10,000		委員		予算の範囲内で町長が定める額
略				略			